

四半期報告書

(第66期第1四半期)

株式会社 タダノ

香川県高松市新田町甲34番地

(E01613)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 タダノ

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第66期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社タダノ

【英訳名】 TADANO LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田野 宏一

【本店の所在の場所】 香川県高松市新田町甲34番地

【電話番号】 高松 (087)839—5555 (代表)

【事務連絡者氏名】 企画管理部部長 橋 本 勝 久

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区亀沢2丁目4番12号

【電話番号】 東京 (03)3621—7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 営業管理部部長 多田野 純

【縦覧に供する場所】 株式会社タダノ東京事務所
(東京都墨田区亀沢2丁目4番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第65期 第1四半期 連結累計期間	第66期 第1四半期 連結累計期間	第65期
	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	28,240	38,114	134,836
経常利益 (百万円)	1,175	5,236	11,448
四半期(当期)純利益 (百万円)	627	3,971	7,341
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,419	5,289	9,846
純資産額 (百万円)	79,044	91,103	86,674
総資産額 (百万円)	162,209	179,397	177,611
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	4.94	31.32	57.84
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	48.2	50.3	48.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円安・株高を背景に、輸出の回復が生産の増加や企業収益の改善に繋がり、個人消費も緩やかに拡大するなど、景気は着実に持ち直しております。米国経済は回復傾向にあるものの、欧州経済は引続き低迷、中国等新興国にも減速の動きが見られております。

私どもの業界は、国内では復旧・復興にともなう稼働率上昇が老朽化による買い替えを後押しし、海外ではエネルギー・インフラ関連を中心に北米・東南アジア・中東等で需要が増加しました。

国内売上高は、新排出ガス規制対応製品への移行による影響で建設用クレーンの売上が減少したものの、車両搭載型クレーン・高所作業車の売上が揃って増加し、139億5千万円(前年同期比107.5%)となり、海外売上高は、需要増加及び円安を背景に増加し、241億6千3百万円(前年同期比158.3%)となりました。この結果、総売上高は、381億1千4百万円(前年同期比135.0%)となりました。なお、海外売上高比率は、63.4%となりました。

経常利益につきましては、販売価格の適正化や円安効果、操業度の改善等による粗利増加に加え、為替差益5億9千6百万円の計上もあり、52億3千6百万円(前年同期比445.6%)となりました。四半期純利益につきましては、39億7千1百万円(前年同期比632.8%)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①日本

建設用クレーンの売上が減少したものの、車両搭載型クレーン・高所作業車の売上が増加し、売上高は309億円（前年同期比125.1%）となり、営業利益は46億3千万円（前年同期比340.6%）となりました。

②欧州

建設用クレーンの売上が製品の大型化とシェアアップにより欧州域内・域外共に増加し、売上高は76億5千5百万円（前年同期比150.4%）となり、営業損益は貸倒引当金繰入4億8千1百万円の計上もあり、2億6千1百万円の損失（前年同期9千1百万円の利益）となりました。

③米州

建設用クレーンの売上増加により、売上高は95億6百万円（前年同期比198.2%）となり、営業利益は12億2百万円（前年同期比312.5%）となりました。

④その他

建設用クレーンの売上増加により、売上高は41億4千7百万円（前年同期比145.0%）となり、営業利益は1億8千1百万円（前年同期比77.6%）となりました。

主要品目別の業績を示すと、次のとおりであります。

①建設用クレーン

国内売上につきましては、新排出ガス規制対応製品への移行による影響で、41億8千6百万円（前年同期比92.6%）となりました。

海外売上につきましては、北米・東南アジア・中東等の需要増加及び円安を背景に、206億5千万円（前年同期比168.0%）となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は、248億3千6百万円（前年同期比147.7%）となりました。

②車両搭載型クレーン

国内売上につきましては、高水準のトラック需要に加え、搭載率の上昇もあり、35億5千6百万円（前年同期比116.0%）となりました。

海外売上につきましては、2億6千9百万円（前年同期比68.1%）となりました。

この結果、車両搭載型クレーンの売上高は、38億2千5百万円（前年同期比110.5%）となりました。

③高所作業車

設備投資意欲が旺盛なレンタル業界向け需要を背景に、高所作業車の売上高は、23億9千4百万円（前年同期比133.3%）となりました。

④その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、70億5千7百万円（前年同期比114.5%）となりました。

(2) 財政状態についての分析

(資産)

総資産は、前連結会計年度末に比べ17億8千5百万円増加の1,793億9千7百万円となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金の減少53億6千万円があったものの、現金及び預金の増加28億3千1百万円やたな卸資産が43億2百万円増加したことによるものです。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ26億4千3百万円減少の882億9千3百万円となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金が23億5千4百万円減少したことによるものです。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ44億2千9百万円増加の911億3百万円となりました。主な要因は、利益剰余金の増加30億8千4百万円や為替換算調整勘定が14億1千7百万円増加したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営方針であります企業価値の最大化に向けて事業活動を推進するに当たっては、当社グループの事業活動に関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等の全てのステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解があつてこそ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の最大化に向けた経営を行うことが可能であると考えております。

従つて、これらに関する十分な理解なしに当社の株式の大規模な買付行為等がなされる場合には、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものと考えております。

また、大規模な買付行為等の中には、買収目的等からみて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対し明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に事実上、株式売却を強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付の条件・方法等について検討し、あるいは当社の取締役会が、代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在する可能性があります。

当社は、このような企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならない大規模な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社グループは、平成23年度（11年度）を初年度とする『中期経営計画（11-13）』にて、以下の7つの戦略（3+2+2）に取り組み、市場構造の変化に適応した企業、市場変動に耐え得る企業を目指します。

- 1) 事業戦略((i)戦略市場の攻略、(ii)環境対応製品の開発、(iii)超大型LE製品の開発)
- 2) 競争力強化((i)コスト競争力の強化、(ii)品質とサービスの強化)
- 3) 基盤強化((i)ものづくり力の強化、(ii)組織と人財のグローバル化)

また、コーポレート・ガバナンスにつきましては、経営の透明性・健全性・効率性を確保するための経営の重要課題の一つとして位置付けております。

当社では、執行役員制度を導入し、少数の取締役によって、グループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の業務執行の監督を行っております。

監査役は、重要な会議に出席するとともに、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催しております。

さらに、企業としての社会的責任を果たすため、CSR委員会（委員長：代表取締役社長）を設置し、その課題解決推進組織となる「リスク委員会」「コンプライアンス委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」「人財育成委員会」「安全衛生委員会」を通じ、経営の透明性と健全性を継続的に高め、業務リスクの軽減と業務品質向上を図る取組みを行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組みの概要

当社取締役会は、大量の当社の株式の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組み（以下「本対応方針」といいます。）が必要であるとの結論に至りました。

当社株式の大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、当社株式の大規模買付行為等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、(i)大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは(ii)遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社に回復し難い損害を与える等、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められると判断される場合には、当社取締役会は、例外的に、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付行為等に対する対抗措置としては、新株予約権無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて適切なものを選択するものとします。

④ 上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

a. 基本方針の実現に資する取組み(上記②の取組み)について

上記②に記載した諸施策は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

b. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み(上記③の取組み)について

(a) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記③に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要な期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(b) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(i)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii)事前開示・株主意思の原則、(iii)必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

2) 株主意思を重視するものであること

本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本対応方針の継続の可否について、平成23年6月24日開催の第63回定時株主総会において株主の皆様にご議論としてお諮りし、株主の皆様のご承認を得て、平成26年6月開催予定の定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間を延長しております。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっております。

3) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手續が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

独立委員会は、社外取締役、社外監査役又は社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等をいいます。）の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されます。

実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様にご公表いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) 外部専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を変更又は廃止する旨の決議により、いつでも変更又は廃止することができるものとされております。従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は10億2千3百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	129,500,355	129,500,355	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	129,500,355	129,500,355	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	129,500	—	13,021	—	16,913

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,701,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 125,575,000	125,575	—
単元未満株式	普通株式 1,224,355	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	129,500,355	—	—
総株主の議決権	—	125,575	—

(注) 「単元未満株式」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株及び当社所有の自己株式46株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タダノ	香川県高松市新田町 甲34番地	2,701,000	—	2,701,000	2.09
計	—	2,701,000	—	2,701,000	2.09

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,582	42,413
受取手形及び売掛金	※2, ※3 40,820	※2, ※3 35,460
商品及び製品	23,233	22,601
仕掛品	13,350	17,126
原材料及び貯蔵品	8,758	9,916
繰延税金資産	2,872	3,162
その他	4,302	4,043
貸倒引当金	△774	△1,291
流動資産合計	132,144	133,432
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,762	10,057
機械装置及び運搬具（純額）	2,610	2,656
土地	20,135	20,357
リース資産（純額）	334	305
建設仮勘定	458	625
その他（純額）	1,283	1,399
有形固定資産合計	34,584	35,402
無形固定資産		
無形固定資産	776	860
投資その他の資産		
投資有価証券	6,577	6,341
繰延税金資産	1,037	997
その他	2,875	2,747
貸倒引当金	△385	△385
投資その他の資産合計	10,105	9,701
固定資産合計	45,466	45,964
資産合計	177,611	179,397

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 31,094	※3 28,739
短期借入金	15,454	15,906
リース債務	208	207
未払法人税等	2,008	2,338
引当金	1,415	1,491
未払金	3,635	3,331
割賦利益繰延	193	180
その他	5,993	5,030
流動負債合計	60,005	57,224
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	2,677	2,725
リース債務	365	344
繰延税金負債	165	155
再評価に係る繰延税金負債	2,455	2,455
退職給付引当金	4,736	4,848
その他	531	539
固定負債合計	30,931	31,068
負債合計	90,937	88,293
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,021	13,021
資本剰余金	16,846	16,846
利益剰余金	61,272	64,356
自己株式	△2,383	△2,392
株主資本合計	88,757	91,832
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,445	1,291
土地再評価差額金	294	294
為替換算調整勘定	△4,618	△3,201
その他の包括利益累計額合計	△2,878	△1,615
少数株主持分	794	886
純資産合計	86,674	91,103
負債純資産合計	177,611	179,397

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	28,240	38,114
売上原価	21,128	26,750
割賦販売利益繰延前売上総利益	7,112	11,363
割賦販売未実現利益戻入額	73	55
割賦販売未実現利益繰入額	12	41
売上総利益	7,173	11,376
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	768	941
広告宣伝費	30	62
製品保証引当金繰入額	180	175
貸倒引当金繰入額	—	494
人件費	1,965	2,199
退職給付費用	130	131
旅費及び交通費	172	189
減価償却費	166	157
研究開発費	912	1,023
その他	950	1,319
販売費及び一般管理費合計	5,277	6,694
営業利益	1,895	4,682
営業外収益		
受取利息	20	23
割賦販売受取利息	21	10
受取配当金	61	60
為替差益	—	596
その他	30	38
営業外収益合計	133	730
営業外費用		
支払利息	135	141
貸倒引当金繰入額	※1 354	—
為替差損	332	—
その他	31	34
営業外費用合計	853	176
経常利益	1,175	5,236
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	0	0

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
特別損失		
固定資産除売却損	0	0
投資有価証券評価損	70	—
会員権評価損	3	—
特別損失合計	73	0
税金等調整前四半期純利益	1,101	5,236
法人税、住民税及び事業税	269	1,385
法人税等調整額	209	△134
法人税等合計	479	1,251
少数株主損益調整前四半期純利益	622	3,985
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△5	13
四半期純利益	627	3,971

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	622	3,985
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△518	△154
為替換算調整勘定	1,315	1,458
その他の包括利益合計	796	1,304
四半期包括利益	1,419	5,289
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,363	5,234
少数株主に係る四半期包括利益	55	55

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	
(連結の範囲の変更)	
当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度まで当社の連結子会社であったコンコルド・リース・アンド・ファイナンス株式会社は、平成25年4月1日付で当社の連結子会社であるタダノ産業株式会社に吸収合併されております。	
なお、タダノ産業株式会社は、平成25年4月1日付で商号変更し、株式会社タダノビジネスサポートとなっております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

当社顧客の提携リース会社等からのファイナンスに対する保証

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
(株)小川建機	630百万円	(株)小川建機	594百万円
(株)サイガ	416 "	(株)サイガ	399 "
(株)オートレント	281 "	大京建機(株)	259 "
その他234社	4,690 "	その他232社	4,536 "
合計	6,017百万円	合計	5,789百万円

※2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	530百万円	424百万円

※3 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	1,297百万円	1,734百万円
支払手形	1,663 "	1,188 "

(四半期連結損益計算書関係)

※1 貸倒引当金繰入額

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

当社子会社(タダノ・アメリカCorp.)の元副社長の不正行為に係る回収不能見込額であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	517百万円	524百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	888	7.00	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	887	7.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	欧州	米州	計				
売上高								
外部顧客への売上高	16,739	3,998	4,676	25,414	2,825	28,240	—	28,240
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7,959	1,092	120	9,172	33	9,206	△9,206	—
計	24,699	5,091	4,797	34,587	2,859	37,447	△9,206	28,240
セグメント利益	1,359	91	384	1,835	234	2,069	△174	1,895

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア及びオセアニア等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額には、セグメント間未実現利益調整額△174百万円が含まれております。

3 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	欧州	米州	計				
売上高								
外部顧客への売上高	19,173	5,438	9,470	34,081	4,032	38,114	—	38,114
セグメント間の内部売上高 又は振替高	11,727	2,217	36	13,981	114	14,096	△14,096	—
計	30,900	7,655	9,506	48,063	4,147	52,210	△14,096	38,114
セグメント利益又は損失 (△)	4,630	△261	1,202	5,570	181	5,752	△1,070	4,682

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア及びオセアニア等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額には、セグメント間未実現利益調整額△1,066百万円が含まれております。

3 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	4円94銭	31円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	627	3,971
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	627	3,971
普通株式の期中平均株式数(千株)	126,950	126,795

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月6日

株式会社タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 合 弘 泰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タダノの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【会社名】	株式会社タダノ
【英訳名】	TADANO LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 多田野 宏 一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	香川県高松市新田町甲34番地
【縦覧に供する場所】	株式会社タダノ東京事務所 (東京都墨田区亀沢2丁目4番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長多田野宏一は、当社の第66期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。